

## 2024年度 愛知県住宅供給公社小規模修繕業者募集

### 共同事業者で申込みされる方へ

1. 共同事業者での申込みの場合、代表事業者が募集要領の「3. 申込資格要件」の「(1) 共通要件」に記載されているすべての資格要件に該当しており、他の構成員は⑧を除く要件が必要となります。
2. 共同事業者での申込みの場合、「3. 申込資格要件」の「(2) 業種毎の個別要件」に記載されている各業種の「ア」の項目はすべての構成員が該当していること。「ウ」の項目は共同事業者として該当することが必要となります。
3. 申込みを希望する事業者は、ブロック毎に単独の修繕業者又は共同事業者として公募に参加することができます。  
ただし、同一ブロックには単独の修繕業者又は共同事業者のどちらかですら申込みすることはできません。
4. 1事業者（単独の修繕業者及び共同事業者）につき1業種（2業種以上の申込みは出来ません。）の公募に参加することができます。
5. 共同用の参加申込書（1-共）～（4-共）及び共同事業者届出書に必要な書類を添付のうえお申込みください。（共同事業者届出書は、共同事業者を構成する業者が異なるごとに必要です。）
6. 共同事業者として申込みをされる場合は、代表の事業者のみの総合評価加算点となります。